

住宅の新築・購入を支援します！



— 令和6年度 勝央町新築住宅普及促進事業のご紹介 —

勝央町では、定住人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的として、新たに住宅を完成させた方、または建売住宅を購入された方を対象とした、『新築住宅普及促進事業補助金』を整備し、補助を行います。

1. 補助対象となる住宅（次の①～③のすべてに該当する住宅。）

- ① 勝央町内に自ら居住するために新たに建設された一戸建て住宅で、延床面積 66 平方メートル以上の住宅（建売住宅を含む。）
- ② まだ人の居住の用に供したことがない住宅
(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。)
- ③ 台所、玄関、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有する住宅

※既存住宅を除去して、同一場所に新築する場合は対象となりますが、増改築及び模様替えは対象となりません。

2. 補助対象となる方（次の①～③のすべてに該当する方。）

- ① 勝央町内に自ら居住するための新築住宅を完成させた方または購入した方
- ② 新築または購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から 5 年以上定住する意思のある方
(生活の本拠とする方に限ります。)
- ③ 勝央町税及び上下水道料金に未納がない方

3. 補助内容

- ① 町外在住者 … 一戸あたり 20 万円
(勝央町の住民基本台帳に登録されてから 6 ヶ月以内であり、かつ、その前日から起算して過去 3 年以上連続して他の市町村の住民基本台帳に登録されていた方)
- ② 町内在住者 … 一戸あたり 10 万円
(①に該当しない方)

4. 受付期間

令和6年度：令和6年4月1日～令和7年3月22日（閉庁日を除く）

住宅の取得日（新築した住宅の所有権保存登記または移転登記の日）から起算して 6 ヶ月以内に申請書を提出してください。ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

5. 申込み方法および手続きについて

詳しくは、裏面をご覧ください。また、申請書等の様式は、町 HP よりダウンロードいただくか、勝央町役場産業建設部の窓口までお越しください。

6. 申込み・問い合わせ先

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田 201

勝央町役場 産業建設部 TEL：0868-38-3112 FAX：0868-38-3120

E-mail：sangyou@town.shoo.okayama.jp



7. 注意事項 ①

次の①～③のいずれかに該当する方は、補助を利用できません。

- ① 同一世帯で、既に補助金の交付を受けている方
- ② 国、県又は町等からの移転補償、損害賠償等の補填を受けて住宅を新築または購入する方
- ③ 勝央町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 8 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める暴力団員

8. 注意事項 ②

次の①～④のいずれかに該当すると認められた場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- ① 補助金交付申請日から 5 年以内に生活の本拠を対象住宅から移すこととなったとき。
- ② 新築または購入をした住宅を、売却または譲渡したとき。
- ③ 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関して不正な行為があったとき。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

申請手続きのながれ

(事前相談) 住宅の新築・購入をご検討されている方は、勝央町役場産業建設部までご相談ください。

【(申)：申請者】 【(町)：勝央町】

(申) ①補助金の交付申請 … 住宅の取得日から 6 ヶ月以内に交付申請書に必要書類を添えて、提出してください。



(町) ②補助金の交付決定 … 提出された書類等を審査し、適当と認められた場合は、「補助金交付決定通知書」により通知します。



(申) ③補助金の請求 … 補助金交付請求書に、②の交付決定通知書の写しを添えて提出してください。



(町) ④補助金の交付 … 請求書に記載していただいた口座に振り込みます。